

平成29年度温泉熱カスケード利用モデル策定業務 に係る企画提案競技応募要領

1 目的

本業務は、地域に賦存する温泉資源が持つ高い熱エネルギーに着目し、温浴利用のみならず給湯・暖房・融雪利用などといったカスケード（多段階）での利用を検討し、モデルとして策定することで、温泉熱の強みを活かしたまちづくりを創出するとともに、新たな産業・雇用の創出を目指すものである。

2 業務概要

- (1) 業務名称 平成29年度温泉熱カスケード利用モデル策定業務
- (2) 業務範囲 青森県下北郡風間浦村下風呂地域
- (3) 業務内容 別紙「平成29年度温泉熱カスケード利用モデル策定業務仕様書」のとおり。
※仕様書記載内容のほか、独自の提案内容があれば盛り込む
- (4) 事業費 上限額4,000,000円（消費税等含む）
※参考見積書の金額が、業務に要する事業費（上限額）を超過した場合は失格とします
- (5) 履行期間 契約締結日から平成30年3月23日まで

3 選定スケジュール

- | | |
|----------|--------------------|
| 7月20日（木） | 参加表明書の受付期限、質問書提出期限 |
| 7月24日（月） | 質問書回答日 |
| 7月28日（金） | 業務提案書等提出期限 |
| 8月 2日（水） | 審査結果通知 |

4 参加資格等

参加者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定するものに該当しない者であること。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けているものを除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続きの申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 日本国内に、本社、支店又は営業所を有していること。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び当該暴力団の利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められる者でないこと。

5 質問及び回答について

(1) 提出方法

質問がある場合には、第1号様式「質問書」に必要事項を記入し、「12 書類提出先・照会先」にEメールにより提出すること。なお、Eメールの到達状況を確認するため、提出した旨を電話でも連絡すること。

(2) 提出期限

平成29年7月20日（木）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

寄せられた質問及び回答は、すべての分をとりまとめて参加表明書を提出した者全員に平成29年7月24日（月）までにEメールで連絡する。（受信後は、必ず受信した旨のメールを送信すること。）

6 参加表明に係る事項

(1) 本提案競技に参加を希望する者は、第2号様式「参加表明書」及び第3号様式「参加資格に係る誓約書」を「12 書類提出先・照会先」に持参又は郵送により提出すること。

(2) 提出期限

平成29年7月20日（木）午後5時（必着）

7 業務提案書の作成、提出等

(1) 6の参加表明書の提出者は、次の項目を内容とする業務提案書を作成すること。

① 業務の実施体制（業務提案書様式1）

業務の実施体制図及び業務に携わる予定担当者について記載すること。

② 過去5年間の同種又は関連性のある業務実績（業務提案書様式2）

過去5年間における本業務と同種又は関連性のある業務実績を記載すること。

③ 調査企画書（業務提案書様式3）

本業務実施手順等について企画した内容を記載すること。

④ 参考見積（様式任意）

本業務に係る参考見積を提出すること。なお、見積書の額面は、消費税及び地方消費税額を含めた金額で記入すること。

(2) 提出方法

第4号様式を作成の上、前項の①②③④の正本1部と写し5部を「12 書類提出先・照会先」に持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出期限

平成29年7月28日（金）午後5時（必着）

※ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日を除く、午前9時から午後5時

までとする。

8 業務提案書を特定するための評価項目

別添1「評価項目」のとおり

9 契約候補者の選定等

- (1) 契約候補者の選定に当たっては、審査委員会を設置し、審査委員会において選定を行う。
- (2) 審査委員会における審査方法は、提出された業務提案書による書面審査とし、「8 業務提案書を特定するための評価項目」に基づきあらかじめ定めた評価基準により採点を行い、最も優れた提案を行った者を契約候補者に選定する。
- (3) 審査結果は、速やかに提出者に通知する。

10 その他留意事項

- (1) 使用する言語は日本語とする。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、業務提案書を提出することができない。
- (3) 参加表明書及び業務提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (4) 提出された参加表明書及び業務提案書は返却しない。
- (5) 参加表明書及び業務提案書は、選定に係る業務において必要に応じて複製・加工利用することがある。
- (6) 参加表明書及び業務提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び業務提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び業務提案書を無効とする。

11 契約

- (1) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が整い次第、本業務委託に係る見積書を徴取し、その金額で締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。
- (2) 本業務委託に使用する契約書は、別添3の契約書案により作成する予定であることから、応募に当たっては契約内容を確認しておくこと。

12 書類提出先・照会先

〒030-8570 青森市長島1-1-1

エネルギー総合対策局 エネルギー開発振興課

環境・エネルギー産業振興グループ 担当：奈良岡

Tel 017-734-9378 FAX 017-734-8213

E-mail: takashi_naraoka@pref.aomori.lg.jp